

広島県告示第六百七十号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条の三第一項の規定に基づき定めた広島沿岸海岸保全基本計画を平成二十二年七月二十八日に変更した。

その関係図書は、広島県土木局空港港湾部港湾振興課及び同部港湾企画整備課並びに広島県西部建設事務所廿日市支所、広島県西部建設事務所呉支所、広島県東部建設事務所、広島県東部建設事務所三原支所及び広島県広島港湾振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦